

(法第 10 条第 1 項第 6 号関係)

特定非営利活動法人 ゆうぱりファンタ 設立総会議事録

日 時 平成 18 年 11 月 20 日 (月)
18 時 00 分～19 時 00 分

場 所 夕張商工会議所 研修室
北海道夕張市本町 4 丁目 38 番地

○ 出席者数 10 名 (本人出席 8 名 委任出席 2 名)

I 設立総会の次第

1 呼びかけ人挨拶

2 議長選出

3 定数確認

4 議事録署名人の選任

5 審議事項

(1) 設立主旨に関する件

(2) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当する事の確認に関する件

(3) 定款に関する件

(4) 事業計画及び収支予算に関する件

(5) 会費に関する件

(6) 事務所の所在地に関する件

(7) 設立代表者及び役員選任に関する件

6 議長退任

7 連絡事項

8 閉 会

II. 経過概要並びに議決の結果

○司会進行～事務局坪田聡より開会

○呼びかけ人澤田直矢より会員に挨拶をした。

○事務局より議長に澤田直矢が就任することを諮ったところ全員異議なく承認された。

○議長より定数確認を事務局に求め、総会成立の要件を満たしていることを報告した。

○議長より議事録署名人を氏家孝治並びに傳里雅之の両名が指名され全員異議なく承認された。

(審議事項)

(1) 設立主旨に関する件

議長より別紙設立主旨書案を説明しこの主旨で特定非営利活動法人を設立したい旨を諮ったところ異議なく可決された。

(2) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当する事の確認に関する件

事務局より別紙確認書案を説明し、議長により特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号の該当性を確認したところ、異議なく可決された。

(3) 定款に関する件

事務局より別紙定款案を説明し、議長により逐次審議したところ、原案どおり異議なく可

決された。

(4) 事業計画及び収支予算に関する件

設立当初及び次年度の具体的な事業計画並びに収支予算案を事務局から説明し、議長により審議したところ、原案どおり異議なく可決された。

(5) 会費に関する件

事務局より入会金をとらないこと、年会費を正会員及び賛助会員は 5,000 円、法人会員は 1 口 10,000 円としたい旨説明し、議長により諮ったところ、異議なく可決された。

(6) 事務所の所在地に関する件

事務局より法人の事務所所在地について説明し、議長により審議の結果夕張市本町 4 丁目 38 番地とすることを満場一致で決定した。

(7) 設立代表者及び役員選任に関する件

事務局より北海道に対する設立認証申請等、法人の設立手続きに関する設立代表者の選任及び設立当初の役員を選任案を別紙にて説明し議長により諮ったところ澤田直矢を設立代表者として選任することとし全員異議なくこれを承認した。

また、設立当初の役員についても、別紙のとおり全員異議なくこれを承認した。

なお、議長から、認証申請に伴い、原案の骨子に変更のない程度の申請書類の字句等の修正については、設立代表者澤田直矢に一任することを諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

○設立代表者を初め設立役員がそれぞれ挨拶をした。

○議長が退任し事務局より連絡事項を伝えた後、設立総会を閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 18 年 11 月 21 日

議 長 澤 田 直 矢 印

議事録署名人 氏 家 孝 治 印

同 傳 里 雅 之 印